

Ⅱ 装備品等及び役務の調達業務

第1章 装備品等の調達業務とその特色



F-35A 戦闘機

1 全 般

装備庁においては、自衛隊の任務遂行に必要な装備品等（火器、誘導武器、電気通信、船舶、航空機、車両、機械、弾火薬類、食糧、燃料、繊維及びその他の需品）及び役務[※]で大臣の定める主要なものの調達を一元的に実施しており、これを中央調達と呼んでいます。

一方、調達要求元である大臣官房等においても、大臣が中央調達品目としていないものは大臣官房長等が自ら調達し、また、中央調達とされる品目であっても、①1件150万円以下のものを調達する場合、②特に緊急の必要がある場合、③特別の事由があり大臣の承認を受けた場合には、特例として、大臣官房長等が自ら調達を行うことができるとされています。これらを装備庁が行う中央調達に対し、地方調達と呼んでいます。

装備庁は、現在、防衛関係費全体のほぼ1/3に相当する1兆5千億円に上る大きな予算額を執行している調達機関です。その契約額は、他省庁と比べ群を抜く存在ですが、その調達内容においても際立った特色を持っています。それは、特殊な仕様や最先端技術等を必要とし、また、法令などの制約等もあって競争契約[※]による調達になじまないものが少なくないという防衛装備品の持つ特異性によるものです。

このような特色を持つ中央調達の実務において、原価計算、契約、監督・検査から支払に至るまでの一連の業務を適正・的確に処理するためには、高度に専門的であるとともに広い視野に立って均衡のとれた判断ができる知識、経験及び能力が要求されます。そのため、調達の実施に当たっては、広く各種の調査、資料収集等を行い、かつ、蓄積されたノウハウを駆使して、適正な業者選定、価格の算定等に努めるとともに、大臣官房等と緊密な連携をとり、調達内容の整合、予算整理等全体的な総合調整を行って的確に事務を処理しているところです。

役 務：修理、輸送等をいいます。

大臣の定める主要なもの：装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第3条において規定している装備品等及び役務をいいます。

競争契約：一般競争契約及び指名競争契約をいいます。

2 装備庁における防衛調達制度改革への取組

(1) 調達制度改革について

防衛省は、平成11年4月に取りまとめた「調達改革の具体的措置」等に基づき、防衛調達の透明性、公正性を確保し、その抜本的見直しを図るため、調達改革に努めてきました。

平成18年7月、契約本部が所掌していた契約及び品質管理機能、管理局にあった原価計算機能等が統合・再構築され、新たに装備本部が設置されました。

装備本部においては、契約、原価計算及び品質管理の各実務機能が所掌品目ごとに物別各課室に統合されるとともに、契約、原価計算及び品質管理の各基準設定機能等を統合することとしたほか、経理装備局監査課及び装備本部監査課により重層的にチェックできる体制を確保しました。

なお、平成19年9月の組織改編において、建設工事等の実施計画の審査等の事務が追加され、装備施設本部に改編されました。

平成15年9月から全省(庁)的に進められている総合取得改革においては、過去2回、中間報告がとりまとめられるとともに、平成20年3月に総合取得改革推進PT報告書が取りまとめられました。さらに、同年7月には防衛省改革会議報告書が、同年8月にはその実施計画が取りまとめられ、それを受けて、同月、取得改革の着実な進捗及び具体化を図るため、装備施設本部内にプロジェクトチームを設置し、一般輸入調達問題への対応、装備品等のライフサイクルコスト管理の強化及びインセンティブ契約の拡充など防衛調達全般にわたり改革を推進しています。

また、平成22年6月の防衛省改革に関する大臣指示により、取得改革については、契約における公正性・透明性の確保に十分留意するとともに、それにとどまらず装備品の維持・整備分野における改革や防衛産業・技術基盤の確保等も含め、総合的に検討することとされています。これらを踏まえ、有識者を交えた契約制度研究会が設置され、同研究会では超過利益を返納する契約条項の適用条件の見直し、コストダウン・インセンティブを引き出す契約制度、可動率や安全性などの装備品等のパフォーマンスの達成に対し対価を支払う新

たな契約形態（P B L（Performance Based Logistics）契約）、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法）の活用による次期Xバンド衛星通信事業等に係る契約方式等の検討等について中間報告（平成22年8月及び平成23年4月）がなされました。

装備施設本部では、これらの報告を踏まえ、平成24年3月に超過利益を返納する契約条項の適用条件の見直し措置を、同年4月にコストダウン・インセンティブを引き出す契約制度の一部として、作業効率化促進制度の改善措置をそれぞれ実施するとともに、平成25年1月にXバンド衛星通信事業に係る契約を、同年3月に特別輸送ヘリコプターEC-225LPの機体整備業務を対象としたP B L契約のパイロットモデルに係る契約をそれぞれ締結しました。また、平成28年3月には、新たに民間海上輸送力活用に係るP F I 事業の契約を締結しました。

このほか、平成24年9月の中間報告では、防衛生産・技術基盤研究会の最終報告（同年6月）を踏まえ、コストダウン・インセンティブを引き出す契約制度の拡充や価格低減を見据えた契約方式の適用の検討等が必要であるとされました。

平成25年12月に制定された防衛計画の大綱・中期防衛力整備計画や、平成26年6月の総合取得改革推進委員会において決定された防衛生産・技術基盤戦略に、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化、更なる長期契約の導入の可否、企業の価格低減インセンティブを引き出すための契約制度の更なる整備の検討等が盛り込まれました。同推進委員会においては、装備施設本部がプロジェクト管理を実施するためのガイドラインの検討、コスト補償型契約（共同履行管理型インセンティブ）導入の検討等、装備施設本部における業務改善検討の取組について報告しました。共同履行管理型インセンティブ契約導入の検討については平成27年11月の第26回契約制度研究会においても報告し、引き続き検討を行っています。

このように、装備庁としても、引き続き、改革のための施策を進め、より一層の国民に開かれた防衛調達を実現するよう防衛調達改革を推進してまいり

ます。

(2) 過払事案処理

過払事案の処理に当たっては、過払事案処理要領等を定めた事務次官通達及び調達管理部長通知に基づき、責任の所在の明確化、迅速かつ一元的な業務処理、情報の共有化及び業務の個人集中の排除に配慮して、円滑かつ適正に行うこととしています。

(3) 会計・調達業務監査及び監察

会計監査は会計経理、調達業務監査は調達業務について、それぞれの実態を把握し、これが適正かつ効率的に行われるよう是正指導し、業務の改善及び能率の増進に寄与するために実施しています。

また、監察については、予算の適正かつ効率的な執行及び法令遵守の観点から、職員の職務遂行の適正を確保するために実施しています。